

平成24年度第6回天童市教育委員会について（報告）

日 時 平成24年 9月21日（金） 午前10時  
場 所 教育委員会 第一会議室

< 議 事 >

議題21号 天童市教育の日を定める要綱の制定について

<可決する>

委 員：第4条に、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めるとあるが、制定方法はどのようになりますか。

事務局：特別な事情が出てきた場合に、生涯学習フェスティバルとの関連も考えられますので、必要な事項は教育長が別に定めると、1つ条項を入れたものです。

委 員：教育委員会ではなく、教育長が定めるということはどういうことですか

事務局：委員会では骨子について決定いただき、別に定める事項は骨子の枝の部分であり、細かい事項については教育長に委任するという内容になっています。

委 員：第2条2項に教育の日は、生涯学習フェスティバルの開催日とするとありますが、一定の決まった日なのか、あるいはその都度変わるのですか。

事務局：生涯学習フェスティバルは、公民館の文化祭が10月を中心に11月中旬まで開催されますので、最終期日の11月下旬にこれまで開催しております。今年度は、11月下旬に市長選が予定されておりますので、12月に開催予定しております。期日を固定するというではありません。

委 員：一般的に教育の日というと文化の日のような定まった日のイメージを持っていると思います。他の事業により、期日が変わるということは、定着するのでしょうか。

事務局：教育の日の意義は、学校教育、生涯教育を広く教育にとらえ、宮城浩蔵賞を広く周知するという事で、天童方式として生涯学習フェスティバルの日に市民の方に教育について考えていただくとともに宮城浩蔵賞と関係団体の表彰も含めて教育の日とするものと考えております。

委 員：市民に教育の日を意識付けることがポイントであります。

生涯学習フェスティバルの上位に教育の日を位置付けたいと思います。

委 員：教育の日が冠にあることは、これまで生涯学習フェスティバルにかかわってきた方から異論が出ないのでしょうか

事務局：そういう懸念は特にはないと思います。教育の日のもとに生涯学習フェスティバルがあることは特に問題がないと思います。

委 員：期日を特定しなくても機会を生かしていく考えでいいのではないかと思います

委 員：教育の日を印象付けるやり方が重要だと思います。天童の教育の日はこうなると広報すれば、教育の日の期日を固定しなくても問題は無いのではないのでしょうか。

委員：期日を固定し、教育の日はこの日だと言うのではなく、内容を言っている捉え方であると説明すれば良いのではないのでしょうか。

## 議第22号 天童市教育委員会感謝状贈呈要綱の制定について

＜可決する＞

委員：贈呈の対象者は児童生徒になるのですか。

事務局：児童生徒に対して教育的善行を行った個人・団体を対象としています。

委員：学校に継続的に協力している地域の方が多くいらっしゃいます。そういう方々をどこまで拾えるか、基準を明確にしていかなければならないのではないかと思います。

事務局：子供たちの教育に対して効果的に継続的にかかわっていただいたことに対して、基準が必要になってくると思います。これについて別に定める必要があると思います。

委員：PTAなどの団体や先生も対象になるのですか

事務局：これまでの市の条例や社会教育団体表彰に該当になっていない方で、例えば、毎年のように雑巾を縫っていただいて学校へ寄付してくださる方などを細かく拾い上げ、表彰し感謝しようとする趣旨です。中学校区1～2人を表彰していく形を考えております。

第1回目の今年度でどういう方を表彰するかが重要になってくると思います。

委員：この表彰が地域の方に私も協力するという気持ちを醸成するきっかけになって欲しいし、教育の日にふさわしい取り組みになると思います。

## 協議事項 天童市学校給食センターの課題と展望について

委員：ただ今の説明で、アナフィラキシーショックをおこす子供たちに学校給食は対応していないとありましたが、給食も学校教育の一つですので、今の対応状況と今後についてどのように考えているのかお聞きします。

事務局：そばは基本的には出さない。麺についてはそばの調理レーンを使わない。また牛乳についても出さないなどの対応を行っています。

希望する保護者に対して成分表を提供して、給食で食べられるものを選んで食べていただいております。

委員：今の説明を聞くと全然対応していないわけではないのですね。

先ほどの説明ですと、アレルギーの児童生徒が90人いるわけですか。

事務局：90人の人数は保護者からの申し出の人数でありまして、医師の診断を受ければもっと減ってくると思います。

委員：人数がもっと減ってくるとはどういうことですか。

事務局：親がアレルギーと思っている、医師の診察を受けると大丈夫と診断される場合があるので、実際には現在より人数が減ってくると考えられるということです。

事務局：アレルギーの児童生徒数90人については、アレルギーが心配される方としております。全国的に比べると90人は多い人数になっております。

今まで、保護者の申告に基づき、はっきりとした医学的な根拠に基づいていないので、今後、アレルギー食を提供することとした場合に

は、診断書の提出をいただいて行っていきたいと考えております。

委員：職員5名まで減らすと安全な給食の提供ができなくなるのではないかと思います。コスト以上に安全安心な給食を提供すべき考えを広げていくべきだと思います。

少なくとも献立作成は設置者が責任を持って実施すべきで、委託の対象にすべきでないとは文部科学省の通達にもありますし、調理も設置者の意向を反映できるような管理体制を十分に取りする必要があります。民間が危なくて行政が安全だとは言えないと思います。

事務局：先ほど、事務局から行革による経営的視点から全庁的な見直しについての説明がありましたが、今、各課で行っている業務を民営できるものできないものにと全ての事業の洗い直しを行い、確認しているところです。

委員：民間委託をするとコストが下がると言いますが、やり方だと思います。地産地消などについては民間委託した場合どこまで維持できるか、どの辺まで行政が関与できるかが問題であると思います。

事務局：給食センターの民間委託ということではなく、業務中の配送業務や調理業務の委託を行っても食材購入とメニュー作成等は市が責任を持って行うという考え方であります。

委員：民間では人的体制がフレキシブルに出来るのが良い点であります。安上がりにしよというのではなく安心安全であり、しかも柔軟な人的体制が組めるということで民間委託を行っている市もあります。

委員：子供時代に給食がおいしかったと思い出せる給食が一番だと思います。そういうことができるのであれば委託できるところは委託しても良いと思います。

委員：学校給食センターの職員から給食の味がようやく安定してきたと聞いた時には、このままではいけないのかなと思いました。職員の実態については、パート職員の内、新しいパート職員の方が10人であり、この状態では安定したおいしい給食を望むことが難しくなっていると思うし、民間委託を決断すべき時期であると思います。

委員：1つ目はおいしい給食を提供すること。2つ目は食育を推進すること。この2つが担保できていれば、しっかりした担保の上で民間委託については、市当局で検討することによってよろしくお願ひしたいと思ひます。